

令和8年度糖尿病予防普及啓発業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度糖尿病予防普及啓発業務

2 趣旨

本県の糖尿病による死亡率は全国より高い状況が続いており、また、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数と糖尿病性網膜症手術数は全国よりも多い状況にある。一方で、特定健康診査実施率は全国平均よりも低い状況が続いている。

糖尿病の発症予防及び早期発見・早期治療による重症化予防のためには、糖尿病に関する正しい知識を県民に対して広く普及啓発し、適切な受診の促進や望ましい生活習慣の定着促進を図る必要があることから、世界糖尿病デー（11月14日）等の機会に合わせたノベルティ配布イベントを開催することとし、必要な業務を委託するものである。

3 委託業務内容

(1) ノベルティグッズの制作

- ・デザインし、ノベルティグッズを2,000個以上作製すること。
- ・ノベルティグッズは配布のしやすさ、保管のしやすさに配慮すること。
- ・糖尿病の症状、健診受診及び適切な治療の重要性等を訴求する内容とすること。
- ・日本糖尿病協会マスコットキャラクター「マールくん」を活用したデザインとすること。

(2) ノベルティグッズの配布活動

- ・(1)で制作した啓発用資材を活用し、世界糖尿病デーやその他イベントに合わせ配布活動を行うこと。
- ・配布活動の際には、当課が所持するマールくんを使用した啓発グッズ（のぼり（4枚）、法被（10着）、バナースタンド）を活用して差し支えない。
- ・県内2か所以上（それぞれ別の圏域とする）で配布活動を行うこと。
- ・配布に必要な会場、人員等を準備すること。

4 履行期限

履行期限：令和9年3月31日（水）

5 成果品

業務実績報告書（著作物、デザインデータを含む）

6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 委託事業に係る関係書類は令和9年4月1日から5年間保存すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と県との協議により定めるものとする。